

原議保存期間	3年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警 視 庁 刑 事 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警 察 庁 丁 捜 一 発 第 5 8 号
令 和 8 年 4 月 7 日
警 察 庁 刑 事 局 捜 査 第 一 課 長

死体取扱時における礼意の保持等の徹底について（通達）

過日、警察署鑑識係員として勤務していた職員が、業務上の必要なく死体画像を印刷して持ち出したり、警察署の霊安室に安置されている死体を個人所有の携帯電話機で撮影したりするなどした事案が発覚した。この種事案の絶無を期するため、下記のとおり再発防止策を取りまとめたので、死体取扱いに従事する全警察官への周知を図り、適正な取扱いを徹底されたい。

記

1 礼意の保持の徹底

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号、以下「調査法」という。）第2条に定められた「礼意の保持」については、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の解釈について（平成25年3月8日付け警察庁丁捜一発第19号）」で通達されているとおり、死体を取り扱うに当たり、全ての警察官が礼意を失わないよう取扱いに十分配慮することが求められている。

業務上の必要なく死体画像を印刷したり、死体を撮影したりする行為は、調査法が求める「礼意の保持」に反する行為に他ならないことから、絶対に行ってはならないことを肝に銘じること。また、かかる行為は、死者の尊厳が害されることはもとより、遺族等の敬愛追慕の情を侵害することにつながるものであることにも留意すること。

2 資料等の組織的かつ厳格な管理

死体取扱業務において作成又は取得した資料は、「捜査資料の組織的及び厳格な管理等について（通達）」（令和6年5月20日付け警察庁丙刑企発第56号ほか）で示している「捜査資料」と同様に、厳格な取扱いが求められるため、警部以上の捜査幹部により、紛失、誤廃棄、漏えい等の防止その他適切な管理に努めること。

3 個人所有の携帯電話機等の適正使用

個人所有の携帯電話機を業務に使用する場合には、警察情報セキュリティポリ

シー（「警察における情報セキュリティに関する訓令」（平成15年警察庁訓令第3号）及び訓令に基づいて定められた警察情報セキュリティに関する事項をいう。）では、原則として、管理対象情報を扱わないこととしている。

死体写真・画像に関する資料は、管理対象情報の機密性2（中）情報に該当することから、個人所有の携帯電話機等を業務に使用する際は、規定を遵守し適正に使用すること。

4 霊安室等の鍵の適切な管理

警察で死体を取り扱い、安置する場所（以下「霊安室等」という。）は、業務で使用する場合を除き、確実に施錠すること。

霊安室等の鍵は、当直時間帯も含め、刑事課長又は刑事課長が指定した者（以下、「刑事課長等」という。）が施錠設備のある机・金庫等で適切に保管すること。また、施錠設備のある死体保冷库についても同様である。

5 霊安室等における複数人による死体取扱いの徹底

霊安室等においては、原則として複数人で業務を行うこと。

刑事課長等は、霊安室等の鍵の貸出しの申出に対し、利用目的や複数人で対応することを確認した上で貸出しを行うこと。

なお、これにより難しく、霊安室等において単独で業務を行う場合には、刑事課長等は、当該業務に必要なない携帯電話機等を霊安室等に持ち込ませないよう、事前に確認を行うこと。

6 捜査幹部による実効性のある身上把握等

刑事課長等の警部以上の捜査幹部は、捜査員が霊安室等で検視等を行う場合には、前記1から5の規定を遵守しているか確認するとともに、各種機会を通じて、非違事案の兆しを把握するため、年齢・経歴や背景事情を踏まえてアプローチの方法を変えるなど、より実効性のある身上把握に努めること。